

## 滋賀県老人福祉施設協議会表彰規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、多年にわたり、滋賀県の老人福祉事業に貢献し、その業績が特に顕著な滋賀県老人福祉施設協議会会員である施設長及び職員に対し、その功績を顕彰し、その労苦に報いるとともに、老人福祉事業の進展に寄与せしめるため、必要な事項を定めるものとする。

### (表彰と資格)

第2条 表彰と資格は次の各項に定めるところによる。

- 2 施設長及び職員に対する表彰は、毎年3月31日現在において、現職であって、会員施設・事業所の在職期間が10年以上の施設長及び職員で功績顕著な者。
- 3 在職期間が二以上の施設・事業所に及ぶ場合であっても、それが会員の老人福祉施設等の場合は、前項の規定を適用する。
- 4 一般社団法人滋賀県老人保健施設協会会員については、その会員期間も第2項の在職期間に含める。

### (表彰の時期)

第3条 滋賀県老人福祉施設協議会会長（以下「会長」という。）が、総会において表彰を行うものとする。

### (賞状)

第4条 第2条の規定に定める表彰は、賞状を授与し、その氏名及び功績を公表する。

- 2 前項の場合、その功績に対し、金品をあわせ、授与することができる。
- 3 3月31日現在で、表彰の要件を満たしている者が死亡した時は、賞状その他を遺族に送り、追賞する。

### (推薦)

第5条 第2条の規定に該当する対象者がいるときは、各老人福祉施設の長は、推薦書（様式第1号）に該当事項を記載し、会長に指定の期日までに提出しなければならない。

### (審査)

第6条 表彰該当者は、理事会において審査し、決定する。

### (表彰の除外)

第7条 本会の会費を滞納した施設の関係者は表彰しない。

- 2 過去において、本会の表彰を受けた者は表彰しない。

### (付則)

1. この規程は、平成17年11月1日から施行する。
2. この規程の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。
3. この規程の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。
4. この規程の一部改正は、令和2年1月7日から施行する。
5. この規程の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。